平成２１年（フ）第８３６７号
大阪府吹田市垂水町１丁目60番20号
債務者　松髙　賢一
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３７２号
大阪府豊中市庄内幸町５丁目14番12番
債務者　池田　和広
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４３２号
大阪府大東市北新町９番304号
債務者　井原　裕子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８８５号
大阪市旭区高殿５丁目13番10―741号
債務者　笹倉　芳子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９６６号
大阪市西淀川区佃５丁目４番10号
債務者　城山　順子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９００５号
大阪市住之江区南港北１丁目25番10―2205号
債務者　竹内　立正（旧姓最上）
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１２３号
大阪府摂津市正雀本町１―31―13　ロイヤル摂津302、住民票上の住所大阪府摂津市東別府４丁目１番38号
債務者　鶴ケ崎利男
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１８３号
大阪府豊中市新千里東町２丁目７番Ｃ４―106号
債務者　松江　節子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２０８号
大阪府東大阪市若江東町５丁目２番19号
債務者　地神　　収
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２４４号
大阪府東大阪市六万寺町１丁目10番31号
債務者　土居　孝次
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２９３号
大阪府寝屋川市三井南町14番５号
債務者　髙倉　順子（旧姓中井）
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３７４号
大阪市平野区長吉長原西３丁目10番６―608号
債務者　坂口　チコ
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４２８号
大阪府茨木市清水１丁目24番12号
債務者　井上　珠子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４３０号
大阪府東大阪市新池島町１丁目２番９号
債務者　桂田　講一
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４３７号
大阪府豊中市寺内１丁目４番23―206号
債務者　菊井　みか
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４４１号
大阪市住吉区長居２丁目２番28号　グランドール秦102号
債務者　上田　洋介
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４４２号
大阪府八尾市萱振町５丁目40番地　辻岡文化北棟
債務者　阪本　文男
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４４５号
大阪府大東市氷野３―11―50　レスタージュ住道1113号　渡邉方、住民票上の住所大阪府大東市氷野３丁目11番50号　レスタージュ住道110号
債務者　宮瀧千珠子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部